

# 第100回北海道国土利用計画審議会

## 議 事 録

開催日時：令和元年8月21日(水) 13:30～15:20  
開催会場：第二水産ビル 3階3G会議室

# 第100回北海道国土利用計画審議会

- 次 第
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

○北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について

- 4 その他
- 5 土地行政に係る情報提供
- 6 閉 会

## ○ 出席者 (委員側)

会長	中 村 太 士
委員	大 場 英 彦
〃	小野寺 理 佳
〃	川 村 志 麻
〃	小 林 康 雄
〃	迫 田 宏 治
〃	椎 野 亜紀夫
〃	塩 越 康 晴
〃	多 田 正 光
〃	永 野 仁
〃	平 間 育 子

## (国土交通省)

国土交通省土地・建設産業局企画課	課長補佐	佐 藤 直 人
------------------	------	---------

## (道側)

総合政策部政策局	計画推進担当局長	谷 内 浩 史
総合政策部政策局土地水対策課	課長	吉 野 紀 之
〃	主幹	村 上 宏 司
〃	主幹	大 島 成 良
〃	主幹	戸 田 成 良

## (事務局)

総合政策部政策局土地水対策課	主査	高 田 英 明 夫
〃	主査	山 内 保 夫

## (関係課)

環境生活部環境局環境政策課	専門主任	佐 藤 軌 文
環境生活部環境局生物多様性保全課	主査	椿 原 匠
農政部農業経営局農地調整課	主査	上 杉 伸 一
〃	専門主任	日 下 まゆみ
水産林務部林務局森林計画課	主査	中 川 みちよ
〃	主事	伊ヶ崎 佑 介
建設部建設政策局維持管理防災課	主査	村 中 利 之
建設部土木局河川砂防課	主査	松 本 勝 治
建設部まちづくり局都市計画課	主査	野 並 克 弘

## 1 開会

### □ 事務局（吉野課長）

ただ今から、第100回北海道国土利用計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます総合政策部政策局土地水対策課長の吉野でございます。この4月より担当することとなりましたので、どうぞよろしくお願いたします。それでは、審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の谷内より御挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶

### □ 事務局（谷内局長）

土地水関係の業務を担当しています谷内でございます。本日は御多忙のところ、審議会に御出席いただきましてありがとうございます。また、中村会長をはじめ委員の皆様には、日頃から道の土地利用の推進に関しまして様々な場面で御指導、御協力をいただいておりますことに、この場を借りてお礼を申し上げます。本日の審議会でございますけれども「自然公園地域の拡大」ということで知床国立公園における案件を御審議いただくことになっております。私どもとしましては、本日土地利用基本計画の計画図の変更について、委員の皆様から様々な御意見を頂戴したいと思っておりますので、御審議の程、是非ともよろしくお願いたします。

また、本日は国土交通省土地・建設産業局企画課課長補佐の佐藤様に北海道までお越しをいただいております。佐藤課長補佐にはわざわざお時間をいただきましてどうもありがとうございます。土地利用基本計画に関する御審議の後ですけれども、佐藤課長補佐からは土地行政を巡る情報提供ということで、近年非常に大きな課題となっております土地所有者の不明の問題に関してですね、現在国での検討状況などについて情報提供いただくということになっておりますので、そちらの方もよろしくお願いたします。限られた時間ではございますけれども、中村会長はじめ委員の皆様、御審議の程、どうぞよろしくお願いたします。

## 3 会議成立

### □ 事務局（吉野課長）

本日の審議会における出席委員数についてでございますが、委員総数15名のうち、11名の委員の御出席をいただいております、2分の1以上の出席がございまして、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立していることを、御報告申し上げます。次に、本審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条によりまして、会議を原則、公開することとしており、また、会議の議事録につきましても同様の取扱いとなっておりますので、後ほど、会長に議事録署名委員の御指名をお願いいたします。それでは、早速、議事に入ります。議事の進行につきましては、中村会長をお願いいたします。よろしくお願いたします。

## 4 進行役交替

### □ 中村会長

はい。本日は忙しい中、集まっていただきありがとうございます。記念すべき第100回ということで、これより第100回北海道国土利用計画審議会の進行を進めたいと思っております。

## 5 議事録署名委員の指名

### □ 中村会長

議事に入ります前に、先程、事務局から説明がありました議事録署名委員について指名させていただきます。議事録への署名につきましては、私、会長と会議の都度、私が指名する2名の計3名が行うことになっておりますので、御了承ください。今回は永野委員と平間委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 6 諮問

### □ 中村会長

それでは、早速ですが、議題の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」です。これについては、お手元に知事からの諮問文の写しが配付されていると思っております。令和元年8月

14日付けで知事から本審議会に諮問がありましたので、この件について審議して参りたいと思います。それでは、事務局の方から説明をお願いしますが、御意見・御質問等は事務局からの説明が終わりました後、お受けしたいと思いますのでよろしくお願いします。

## 7 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

### □ 事務局（村上主幹）

土地水対策課の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」御説明いたします。

お手元に国土利用計画審議会資料と表紙にありますフラットファイルをお配りしております。このファイルには審議会に關しまして資料を綴っておりまして、審議会の都度、机に置かせていただいております。お持ち帰りいただいても結構ですが、その際は次回の審議会にお持ちいただければと思います。この後の説明でこのファイルを使わせていただきます。

本審議会では土地利用基本計画図により地域設定した都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を変更することについて、御審議いただくこととなっております。

それでは、議題の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」の御説明をいたします。

資料1を御覧ください。お手元の資料以外にもプロジェクターによるスライドを用意しておりますので併せて御覧ください。表紙を開いていただきまして、ここから変更地域説明資料となります。

次の1ページを御覧願います。案件の概要を御説明いたします。まず、所在地は根室振興局管内の羅臼町です。本日はこの羅臼町の自然公園地域の拡大1件について御審議いただくこととしております。北海道地図にピンク色で塗りつぶしているのが、羅臼町の位置となります。自然公園地域を拡大する地域の現況は、森林で羅臼町町有林です。変更面積は318ヘクタールです。変更理由としましては、知床国立公園の境界である羅臼町ルサ地区に隣接するキキリベツ川及びショウジ川の下流域一帯を含む地域の優れた風致景観を維持するため、自然公園法に基づき、国立公園区域に編入することとしており、自然公園地域として保護・利用する必要があるため、自然公園地域を拡大するものです。

なお、国土法に基づきます本案件に係る市町村からの意見につきましては、平成30年12月21日付けで特段の支障ない旨、羅臼町長から回答をいただいております。

また、自然公園法に基づく公園区域の変更手続きでは、環境省の中央環境審議会が今月の8月2日に開催されまして、公園区域の変更について適当である旨、答申がなされております。引き続き、1ページ中段の「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」についてですが、変更前の指定状況は「森林地域の保安林」の324ヘクタールと「自然公園地域の第3種特別地域」の8ヘクタールとなっております。この自然公園地域8ヘクタールのうち、隣の欄の森林地域324ヘクタールと重複している面積が6ヘクタール既にご覧いただけます。残りの2ヘクタールは、環境省所管の園地で森林地域と重複していない自然公園地域です。変更後は324ヘクタールの森林地域のうち、現状重複している6ヘクタールを除いた318ヘクタールが新たに自然公園地域として拡大することとなり、自然公園地域は全体としては326ヘクタールとなります。細区分では、拡大する318ヘクタールはすべて「第1種特別地域」となり、これに加えて「自然公園地域の第3種特別地域」の8ヘクタールも「第1種特別地域」となることで、合わせて「第1種特別地域」が326ヘクタールとなります。これにより「森林地域の保安林」324ヘクタールがすべて「自然公園地域の第1種特別地域」と重複することになります。

2ページを御覧願います。変更地域は羅臼町ルサ地区に隣接するキキリベツ川、ショウジ川の下流一帯を含む区域です。キキリベツ川は赤線の囲みの右横に、ショウジ川は同じ囲みの左下にそれぞれ表示されております。

3ページを御覧願います。こちらは土地利用基本計画図ですが、指定されている地域及び区域をすべて表示した現状の土地利用基本計画図となります。左上の隅に斜里町の一部が見えますが、それ以外はすべて羅臼町です。ピンク色の太線で囲んだ区域が自然公園地域を拡大する区域の318ヘクタールとなります。変更後は「森林地域の保安林」と「自然公園地域の第1種特別地域」

が重複することとなります。

4 ページを御覧願います。前のページだけでは見にくいので、自然公園地域のみを表示したのが、この土地利用基本計画図です。濃い青い線で囲まれた地域が自然公園地域で、図の右側の海上から、同じく濃い青線の横線のみと格子状に表示されている部分すべてとなります。

5 ページを御覧願います。こちらは森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。緑の線で囲まれた地域が森林地域で、格子状が国有林で斜線が町有地等を含む民有林となります。ピンク色の太線で囲んだ区域が318ヘクタールの自然公園地域を拡大する区域で現状は森林地域の保安林です。

6 ページを御覧願います。参考までにグーグルの航空写真を添付しております。赤線で囲んでいるのが拡大区域ですが、御覧のとおり森林となっている状況がおわかりいただけるかと思えます。

7 ページを御覧願います。こちらは何枚か撮影した現地の写真です。①はキキリベツ川下流を、②は公園拡張部分を遠目から、③はショウジ川下流をそれぞれ撮影した写真でございます。

変更地域の説明につきましては、以上ですが、次のページを開いていただきたいと思えます。願います「審議のポイント」ということで、この変更区域に関する審議のポイントについて御説明いたします。

次の8 ページを御覧願います。こちらは変更案件について、委員の皆様にご覧いただき、国土の合理的利用のため、総合的な見地から御審議していただく際のポイントを整理させていただいたものです。このポイントに沿って本案件を照らし合わせてみますと、まず、ポイント1の「国土利用計画や土地利用計画等との整合性」に関しては、土地利用基本計画では「自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域」であるとされており、本案件は優れた風致景観を維持するためであることから、自然公園地域に指定することに支障ないものと考えます。

次に、ポイント2の「重複地域も含め五地域区分の設定の妥当性」に関してですが、本案件は「森林地域の保安林」の中に「自然公園地域」を設定することになりますが、両者の重複は可能ですので、自然公園地域の指定は妥当と考えます。

次に、ポイント3の「重複地域変更の土地利用優先順位等の妥当性」に関してですが、ここで、お手元の「国土利用計画審議会資料」ファイルの一番最後のページを開いていただきたいと存じます。表題が「重複地域における土地利用の調整指導方針」と記載されているページであります。本案件は、変更前は「森林地域の保安林」と「自然公園地域の第3種特別地域」の一部が重複しております。表の左側の「自然公園地域」の「特別地域」と上の「森林地域」の「保安林」がクロスしているところを見ますと、丸印が表示されております。これは、このページの下に記載されている凡例の上から3番目に説明がありますとおり「相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る」ということで、認められていますことから、支障がないと考えます。

最後のポイント4「地域変更による他地域への悪影響の有無」に関してですが、変更地域は自然公園地域に接した森林地域を自然公園地域とするものであることから、自然公園地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えます。

以上が「羅臼自然公園地域の拡大」についての御説明でございました。御審議の程よろしくお願いたします。

中村会長

はい、ありがとうございました。それでは、御質問・御意見を受けたいと思えます。

中村会長

はい、どうぞ。

#### 【質疑応答】

大場委員

内容についてということで疑問があるわけでは、まったくないのですけれども。今更の質問になるのかもしれないのですが、教えていただきたいのではですね、この後、この地域が国立公園

という形ですよね。上位規定になるので、順番を教えてくださいなのですが、国立公園になるようなところであれば、ここで審議をするしないにかかわらず、その上位規定の方で縛られるかと思うのですが、その前にこちらの方で一度審議をして北海道の方としてもそれに支障はありませんよということをご確認をさせていただくということなんでしょうか。

□ 事務局（村上主幹）

現状はですね、国立公園としての中央審議会において8月2日に審議が行われまして妥当であるということになっておりまして、まだ、告示はされていないですね。これからの手続きとしましては、本審議会において北海道土地利用基本計画（計画図）の変更が、もし了承されればですね、了承されたという事実と国土交通省へ意見聴取することになってます。その意見聴取で問題がないということになりますと、北海道土地利用基本計画（計画図）の変更を公表するということになります。その公表が終わりました後に環境省の方で告示をして国立公園の指定という流れになります。

□ 大場委員

はい、わかりました。

□ 中村会長

他いかがでしょうか。私も8月2日出席していたはずなのに、あまりよく覚えてないです。

□ 中村会長

私からも一つ教えて欲しいのは、国立公園になることで海の方に入っているこのラインは国立公園ラインですか。

□ 事務局（村上主幹）

そうです。

□ 中村会長

これは知床世界自然遺産区域とほぼ重なってますよね。この地域はその遺産区域にも入りませんか。

□ 事務局（村上主幹）

今回、拡大する部分については世界自然遺産区域外です。

□ 中村会長

外なんですね。

□ 事務局（村上主幹）

今後の予定はというと、未定ということになります。

□ 中村会長

そもそも世界自然遺産区域に入っていなかったのが、現状は外れているということではないですか。

□ 事務局（村上主幹）

そうです。

□ 中村会長

はい、わかりました。

- 中村会長  
私も特にこれ自体が問題という形ではない質問でした。
- 中村会長  
他いかがですか。
- 中村会長  
はい、どうぞ。
- 川村委員  
一点教えていただきたいのですが、例えば7ページに道道の写真があって、その中にふとんかごか何かの対策が取られているところが写っているのですけれども、こういう場合の対策というのは道路用地内で作られているから、今回はあまり関係ないというかですね、こういう構造物を作っても問題ないという解釈でよろしいでしょうか。
- 事務局（村上主幹）  
この石かごの部分でしょうか。
- 川村委員  
先ほどの議論でエリア内に極力何も構造物を作らないというのが、たぶん原則だと思うのですが、そういうことを考えると、例えば、これはもともとあるので何とも言えないと思うのですが、道路用地内で議論されていけばいいのかなと勝手に解釈しておりまして。何故かという、実はこのラインは過去にかなり土砂災害が多発している地域でもありまして、例えばもっと南の方に行くと、ここ10年くらいで2～3箇所地滑り等々の影響があった箇所だと思うのですが、そういうところも含めて議論されているかというか、お考えを教えてください。
- 中村会長  
いかがでしょうか。国立公園も色々な地域があるので特別地域が一番強く、普通地域がものすごく弱くて、要はカテゴリによって規制の要因が変わってくるので、必ずしも原生的な自然を残すという議論だけじゃないですね。普通地域だと商業施設が多く入ってますし、それほど強い縛りじゃなくなってしまうので。この場合は特別の第2種でしたか。
- 事務局（村上主幹）  
第1種です。
- 中村会長  
第1種ですか。それがこの辺とはマッチしてるということだと思うのですが。
- 事務局（村上主幹）  
その辺の決めもされてはいると思うのですが、この写真自体のラインの部分公園地域に入っているかどうか私ども承知しておりませんので。ちょっと持ち帰らせていただいて。
- 生物多様性保全課（椿原主査）  
恐れ入ります。環境生活部生物多様性保全課の椿原と申します。自然公園の方を担当させていただいております。事前に環境省の方からもいろいろ情報をいただいているところですが、資料の中に添付されている土地利用基本計画の計画図がございます。2ページから5ページにかけてあります。それぞれによってラインが微妙ではあるのですが、一番わかりやすいのは4ページになるかと思っております。今回区域を拡大する部分で道路ですとか、海岸線部分は公園区域に入っておりませんで、この構造物がある部分が道路構造物なのか、羅臼町所有林の構造物

なのか定かではないのですが、現状公園区域にこれからなるところにそういう構造物があったとしても支障となるものではないというふうに聞いておりますので、自然公園法上は特に問題がないと解しています。

□ 川村委員

ありがとうございました。

□ 中村会長

他いかがでしょうか。

□ 中村会長

どうぞ。

□ 迫田委員

説明の中であったのかもしれませんが、2点ほどお伺いします。1点目は1ページのところで、変更後の森林地域が324ヘクタールで変更前と変わりなく、自然公園地域が変更前の8ヘクタールから変更後の326ヘクタールとなると、自然公園地域の方が森林地域より多いことから、重複していない部分もあるという理解でいいのだと思うのですが、その重複していない部分はどのようなものですか。これがまず1点。

□ 事務局（村上主幹）

変更前の自然公園地域8ヘクタールございますけれども、そのうちの6ヘクタールが森林地域と重複してございます。その他の2ヘクタールが園地でございます。これは資料の6ページを御覧いただきたいのですが、ピンク色で囲んだ部分が318ヘクタールとしますと、右上に「知床世界遺産ルサフィールドハウス」というものがございまして、これが園地となっております。これは森林地域にはならないということです。

□ 迫田委員

ありがとうございます。もう1点がですね、説明の中で若干あったと思うのですが、資料1ページのところで自然公園地域の変更前の細区分が第3種、変更後が第1種になるという説明があって、そこについて、配布資料の「北海道土地利用基本計画―第5次―」の12ページのところに特別地域の第1種、第2種、第3種の説明があるのですが、この説明をもとに、第3種だったものが何故第1種になるのかということ具体的に説明をお願いしたいと思うのですが。

□ 事務局（村上主幹）

土地利用基本計画の中では特別地域については「その風致の維持を図るべき地域であり、現在の景観を極力保護することが必要な第1種特別地域、特に農林漁業の活動についてはつとめて調整を図ることが必要な第2種特別地域、特に通常の農林活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない第3種特別地域に区分していること」。重複の表を見ていただいた際には第1種とか第3種とか区別がなく、特別地域だけだったと思いますが、それぞれ普通地域であったり特別地域の中でも、より規制がきつくなる第3種、第2種、第1種であると思うのですが、今回は第3種特別地域であった8ヘクタール分については、第1種に格上げするというところでございます。その細かい理由につきましては私どもの方で承知していないのですが。

□ 生物多様性保全課（椿原主査）

元々、今回の知床国立公園の区域を拡大するという背景といたしますが、昭和39年に国立公園に指定され、その後第1次点検ということで平成7年に公園区域全体の点検を行ってございまして、それから20年以上経過したということから、第2次の見直しを行ってこのような拡

大の区域を含むということになりまして、羅臼町の町有林といいますのはその当時保安林で今後の活用についての見通しが定まっていなかったというような状況で当時は国立公園の位置づけにまだ御賛同いただけてなかった背景がございまして、今回公園区域として組み入れることについて御賛同をいただいた時点で、ルサ地区に隣接するキキリベツ川及びショウジ川の下流域一帯を含めて第1種地域として保存を図っていくという位置づけのもと一体となったわけがございまして。環境省の方でも公園区域の計画についての基本方針というものをまず定めているのですが、その中の位置づけとして本国立公園の境界である羅臼町ルサ地区に隣接する、繰り返しのようになりますが、キキリベツ川及びショウジ川の下流域一帯を含む地域の優れた風致景観を維持するため、公園区域の拡張を行うという基本方針に基づいて一体として1種として指定をされると説明されております。

□ 中村会長  
よろしいですか。

□ 迫田委員  
はい。

□ 中村会長  
はい、どうぞ。

□ 永野委員  
それに関係してですけど、羅臼町の町有林で第3種だったものが第1種に格上げされるということだったので、これは資料を見ましたら、変更前の第3種というのは結局風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ないというふうに書いてあるんですけど、第1種になったらその制限が厳しくなり、専門語でいうと風致の維持を図るべき地域であると書かれてあるんですけど、森林の維持管理という観点から申しましたら、町有林であれば結局お金がなければ整備はされないんですよ。第3種であったから、町有林であったから特に維持管理をする必要がなかったのですが、第1種になったら当然維持管理する必要があるんで、そのへんの羅臼町としての維持管理方針というのはきちんと決められているのでしょうか。それから費用が必要となりますので、その原資というものは、みなさん御存じだと思いますが、市町村に割り振られる森林環境譲与税ですね、そういったものが充てられるのでしょうか。

□ 事務局（村上主幹）  
町有林が新たに拡大することについて、羅臼町は承認されている訳ですけども。その辺のことも含めて林務はどうでしょう。

□ 森林計画課（中川主査）  
林務局の方でこの拡大についての話し合いとかには、別のものが参加しているのですが、町有林の管理をどういった財源で行うのかといった話までは把握していません。

□ 中村会長  
これは町有林のままですか。

□ 事務局（村上主幹）  
町有林のままです。

□ 中村会長  
所有者は町のままになるのですね。

□ 事務局（村上主幹）

はい。

□ 中村会長

そこに国立公園の枠が入ってくるということですね。

□ 事務局（村上主幹）

はい。

□ 中村会長

今、仰っているような仮に人工林が非常に多いような状態であるのか、自然林が多いのか、この現状の情報じゃわからないですね。

□ 事務局（村上主幹）

はい。

□ 中村会長

人工林であるなら当然、人の管理を前提とした林だと思うので確かに仰るとおりで、永野さんが仰ってる森林環境譲与税というのうち森林環境税という名前になると思うのですが、その使い方については、けっこう色々あって私も森林学会で1回シンポジウムをやったんですけど、1回聞いたくらいではよくわからなくて、基本、そういった環境の保全の面には使えることはまず間違いないんですけど、ただ、それがどういう形で各自治体若しくは道にも落ちるはずですから、自治体を中心としてお金が人口だったり森林の面積であったりそういうものに応じた形で落ちるはず。確か今年から始まっていますから、これからどう使っていくかということになるので、まだそこまでは今、パッと答えはたぶん出てこないだろうなという感じがします。今、御懸念されているのは、審議のポイントでいう「地域変更による他地域」ということではね、国土利用計画審議会のやりにくいところは、各個別の審議会があってそれでもう認めているわけですね。

□ 事務局（村上主幹）

はい。

□ 中村会長

森林審議会に変更案件については妥当であるという形で出てきているわけですね。

□ 事務局（村上主幹）

はい。

□ 中村会長

永野委員が御心配になられているのが、この審議のポイントで書いてあるどれに当たるのか説明できれば、審議会からもう一度問い返すということが可能だと思うのですが。

□ 事務局（村上主幹）

そうですね。それにつきましては、今回指定に当たって、そういったものを活用するとかあるいは特に何も決めはなかったとかということも考えられたと思うのですが、その辺はもう一度確認させていただいて会長に報告させていただきたいと思います。

□ 中村会長

ただ、これ前に進めないといけませんよね。またこの会議を開くというのは大変だと思うので一先ず私の方にいただいて、私の方でこういった回答ならばいいだろうということであれ

ば、委員のみなさんにお配りして審議案件の了承の可否を問うみたいなプロセスでよろしいですかね。

□ 事務局（村上主幹）

そうですね。内容を確認させていただかなければわからないんですけど、事実についてお伝えさせていただいて、そのときにこういう方向性が示されていますとか、まったく何も示されていないということもありますけども、事実について回答させていただきまして、それによって、今回の自然公園地域の拡大について障害となるのかどうかということもあるのですが、確かにコストがかかるという話がありましたけれど、そういうことも含めて町が承認しているということも。

□ 中村会長

審議のポイントの4つに対してどこに当てはめたらいいのかわからないのですが、どこになるのでしょうかね。

□ 事務局（村上主幹）

ポイントの4つに当てはめるとすれば。

□ 中村会長

2番目ですかね。「五地域区分の設定の妥当性」ですか。

□ 事務局（村上主幹）

そうですね、ポイントの4つに当てはめるとすれば、町有林を設定することについてということですかね。

□ 事務局（吉野課長）

4番はどうでしょう。

□ 中村会長

4番目ですか。何故、今、それを聞いているかというのは、この審議会は制度上あくまでもこの4つのポイントを審議してくださいということになっていて、個別の問題は個別で審議が終わっているのだから、我々から意見照会はできたとしても審議のポイントのここに引っかかるというのがあって、もう一度持ち帰って事務局で調べてもらえばいいのかなと思ったのですが。

□ 事務局（村上主幹）

町有林を指定することで、ポイントの4番でいけば「他地域への悪影響の有無」ということになるので、現在すでに指定済みのところという意味合いになってしまいますので4番だとちょっと。

□ 事務局（吉野課長）

永野委員が事実関係を知りたいということだけなのか、今回の審議のポイント4つの中のどれかに該当するおそれがあるので、御質問しているのかをお聞きしたいと思っております。各審議ポイントの部分のどの観点からというのをお聞きできれば私どもも対応できると思います。

□ 永野委員

基本的に私が考えたのは事実関係ですね。どうなっているかというのを確認したかっただけなんです。言い訳ですが、私、森林審議委員会のメンバーなんですけど、この件については記憶に残っておりません。申し訳ないです。

- 中村会長  
会長としてどういう形で処理したらいいですか。
- 事務局（村上主幹）  
申し上げていいですか。
- 中村会長  
はい。
- 事務局（村上主幹）  
今の話で行きますと、審議のポイント4つには、なかなか該当しづらいのかなと思いました。ですので、事実関係だけをお知りになりたいということでしたら、事実関係だけを後で皆様にお知らせするという形でいかがでしょう。
- 永野委員  
最初は事実関係の確認だけだったのですが、だんだんみなさんの意見を聴いていたら拡大してしまって審議のポイントまで展開してしまったのですが、あくまでも私は事実関係の確認したかっただけで、もし問題なければそれでお願いしたいと思います。私はそういう意見です。
- 中村会長  
ただ、事実関係もわからず承認してしまうというのは、なかなかしづらいこととなりますよね。普通に考えると。
- 事務局（村上主幹）  
審議会で御議論いただく審議ポイントの中で特に問題なければ、当審議会の中では、後でその部分について情報提供させていただくということで。
- 中村会長  
とにかく進めたい、と事務局としては。いかがですか、みなさん。
- 小林委員  
事実関係が規制強化の整合性に影響するかどうかということでなければ、報告してもらっただけでよろしいのではないのでしょうか。
- 中村会長  
ということで、わからないところで判を押すというのはやりづらいので、他地域がどこかという、例えば人工林があってその管理が今後されていかないというふうに踏むと、そんなことはないと思いますが、その場合に外部の地域に対して影響を及ぼすかもしれないということで、先ほど課長が仰られた4番ということで一応審議会としてはもう一度事実関係を確認するというのでどうですか。その方がすっきりすると思うのですが。
- 事務局（谷内局長）  
今、会長が仰られましたように改めて事実関係を確認の上ですね、今回自然公園地域に指定するというので、おそらくそれによってその保護を当たっていく地域であるということ、もちろん保護ができていっているのだということも事実関係として、審議のポイントの一つと考えれば永野委員のお話もそのとおりだと思いますので、羅臼町においてどのように保護を当たっていくという考えなのか事実関係を確認の上、会長に改めて御報告させていただいた後、委員の皆様にもそれを追って御説明の上、承諾いただけるかいただけないかというような事務手続きを進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。それが一番あるべき姿なのかなと思いますので、そのようにお願いします。ということで、まず事実関係について私の方にまず回答的なものを寄せていただいて、ポイントとしては現状の森林の状況が人工林で占められているのか、若しくは自然林、完全な天然林はないかもしれません。手つかずの森林はないかもしれませんけど、少なくとも自然林か人工林なのかということと、人工林であるならば今後の維持管理についてどういう形の方針を持たれているのかというのを教えていただければ。永野委員、だいたいよろしいですね。

□ 永野委員

はい。

□ 中村会長

ということで、その辺を教えてください。私がそれを回答されているということで、これなら大丈夫だろうということであるならば、一先ずみなさんにその可否を諮ってメール上若しくは書類上になると思うのですが。最終的な答申の案については、私に一任いただくということでもよろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長

はい、それではそういう形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

□ 中村会長

他には何かありませんか。

(発言なし)

□ 中村会長

よろしいですか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長

はい、それでは今の方針で行きたいと思います。本日はこの1件の案件だけだったのですが、他に委員のみなさんの方から何か御意見若しくは議論すべき内容がありましたらいかがでしょうか。

(発言なし)

□ 中村会長

特にないですか。

(発言なし)

□ 中村会長

事務局から何かありますでしょうか。

□ 事務局 (吉野課長)

はい。

□ 中村会長  
どうぞ。

□ 事務局（吉野課長）

前々回の審議会におきまして「北海道水資源の保全に関する条例」の施行状況の検討結果につきまして、御報告させていただきました。その際、道外の居住者の中に日本以外の所有者がどれくらい含まれているのかにつきまして御質問いただきましたけれども、十分な御回答ができませんでした。このため、前回の審議会の前に別途補足説明資料を各委員の皆様にはお送りさせていただきましたが、本日改めてその説明をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

□ 中村会長  
はい、お願いします。

□ 事務局（村上主幹）

それでは引き続きまして、私の方から御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。前々回の審議会におきまして、議題とは別に参考としまして「北海道水資源の保全に関する条例」の施行状況の検討結果を御報告させていただきました。その際、大場委員から資料中、道外の居住者という記載があるが、この中で日本以外の方の所有はどれくらいあるか把握されていますかとの質問をいただいたのですが、そのとき十分な答えができませんでした。その後1月の審議会開催前に事前に審議会の資料とともに、この補足説明資料をお送りさせていただきましたが、当日の審議会において資料の補足説明はなく、次回以降の審議会で説明を、との御指摘をいただいたところであります。

今回配付している資料は前回資料に時点修正等を行い面積も追加しておりますので、前回お配りした資料とは一部異なっております。冒頭で申し上げましたとおり水資源保全地域として指定した地域で日本以外の方はどれくらい所有しているかということですが、前々回の審議会では水資源保全条例の制度として土地所有者が日本人、日本企業であるか外国人、外国企業であるかを把握する必要がないため、水資源保全地域の指定やその後の届出においても、それらを把握する仕組みとなっておりません、とお答えしたところであります。その状況については変わっておりませんが、水資源保全地域を指定した際、台帳というものを作成しております。台帳の所有者住所は、国外となっている方は拾い出すことができます。住所は国外にあっても個人や法人代表者の国籍あるいは法人の資本比率などを確認しているものではありませんので、あくまでも国外に住所のある土地所有者ということになります。こちらの表は所有者ごとに件数を取りまとめたものですが、14件すべてが後志管内での所有となっております。一つの土地を複数人が所有する共有もあるため、土地所有者は個人が20人、法人が6社。所有者住所で見ますと、6カ国、1地域に及んでおり、その所有面積は約18ヘクタールとなっております。※印で参考として記載しておりますが、水資源保全地域の指定面積に対して国外住所の方の所有面積の割合は約0.015パーセントとなっている状況であります。

以上、簡単ではありますが「北海道水資源の保全に関する条例」に係る「第98回北海道国土利用計画審議会」での御質問に係る補足説明でございます。ありがとうございます。

□ 中村会長  
はい、ありがとうございます。せっかくの機会ですので、質問等があれば。

#### 【質疑応答】

□ 迫田委員

水資源保全地域の中には公有地が何パーセントくらいを、逆に言うと私有地が何パーセントくらいあるのかざっくりとでもいいので、把握されていますか。

- 事務局（村上主幹）  
今日はそこまでの資料は持ってきておりませんで、ただですね、水資源保全地域は道有地や私有地は指定の対象にはなっておりますけれども、国有地はなっておりません。
- 迫田委員  
道有地、市町村有地がそれなりに占めているのか。道有地、市町村有地は民間にはなかなか渡らないと思うのですが、私有地なら売買自由ですので外国人にも渡る可能性がより高いだろうなという前提の趣旨での質問なんですけども。
- 事務局（村上主幹）  
調べて後ほど報告させていただきます。
- 中村会長  
はい、ありがとうございます。他はいかがですか。
- （発言なし）
- 中村会長  
これは明らかにニセコとかの地域に偏っていて、土地所有の目的はほとんどスキーリゾートですか。
- 事務局（村上主幹）  
この中にはですね、水資源保全地域に指定する以前からお持ちの方もいらっしゃるのですね。利用目的、例えば水資源保全地域に指定されてから売買をするときには届出を事前に出していただくことになり、そのときに利用目的も記入していただくのですが、「現在の利用と同じ」とか「今はまだ何にするか未定である」というのが実際は多いというのが現状です。
- 事務局（谷内局長）  
「資産保有」的な理由がけっこう多いですね。何か特定の開発をするとか、そういった目的が明らかになっているものはそんなに多くはないですね。
- 中村会長  
地価の上昇率はトップクラスですよ。
- 事務局（谷内局長）  
全国1位ですね。
- 中村会長  
そうですね。他はいかがですか。はい、どうぞ。
- 塩越委員  
以前送っていただきました資料で気になったのが、水資源保全地域というところにこれだけの外国の所有者がいること。その水資源の利権を知らない間に持たれ、水源を共有する地域があるのに特権のように水を買って占められることがあり得るのか気になりました。というのは、今、日本だけではなく世界中において水資源の利権を確保する動きが世界の企業にあると聞いたものですから。その中の一つとして、もし羊蹄山の山麓一帯の良い水を確保しようという動きがあった場合、阻止できるのか不安を感じるわけです。特にアジア地域で水資源の争奪戦が始まっていると聞いていたものですから、同じく北海道の水を買って占められるようなことがあった場合、それを阻止できるものなのか教えていただきたい。

□ 事務局（村上主幹）

現状ですね、水資源保全地域の指定あるいは届出を受けているときにですね、条例としましては、売買が行われる前に土地の利用についてあらかじめ届出をしていただいて、その内容によって助言すべきことは助言していった適正な土地の利用につなげていただくというのがこの条例の目的でございます。現状、水資源保全地域で売買があって、それによって取水に影響が出たというような事例は私ども把握しておりません。いろいろ報道されていると思いますが、現状としては直接悪影響を及ぼすような事態には至っていないということでありまして、海外から土地を購入する場合、法律的に現在規制がないということですので、そういったところを道としても国に求めているところでございます。

□ 中村会長

ということで、完全にブロックすることは、たぶん、できないでしょうね。確か地下水については自分の土地の中であれば何の法律もなくして無尽蔵に汲み上げることができるという話みたいなので。そういう意味では自分の土地の中の地下の水を、特に羊蹄山のように伏流水が多い場所であるならば、汲み上げることには何ら規制はないですね。

□ 事務局（村上主幹）

そうですね。ただ、市町村の条例によってですね、ニセコ町などは地下水の汲み上げのためのパイプの太さなどを規制しています。

□ 中村会長

条例を作ったのは、たぶん、そういうものに対しての現状を知るとか、若しくは何かあったときに対応できるようにということだと思っておりますので、そういう意味では今のところ大きい問題は起きていない、面積的にも資料にあるように極めて少ないという、そこですね。

□ 事務局（村上主幹）

そうですね。

□ 中村会長

はい。他いかがですか。

（発言なし）

□ 中村会長

よろしいですか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

□ 中村会長

はい、それでは先ほど迫田委員の御質問があったことについては、他の委員の方々も興味持たれるかもしれませんので、情報が得られ次第メールで結構だと思いますのでお知らせください。

□ 事務局（村上主幹）

はい。

□ 中村会長

全体を通じて何かありますでしょうか。

（発言なし）

- 中村会長  
事務局の方から他には何かありますか。
- 事務局（村上主幹）  
ありません。
- 中村会長  
それでは、審議会としてはここまでということによろしいでしょうか。お渡します。
- 事務局（吉野課長）  
中村会長、ありがとうございました。それでは、次第5の「土地行政に係る情報提供」に行きたいと思います。本日は国土交通省土地・建設産業局企画課から佐藤課長補佐をお招きし、「所有者不明土地問題に関する最近の取組について」御説明いただきます。
- 国土交通省土地・建設産業局企画課（佐藤課長補佐）から資料説明

**【特記事項】**

・特になし

- 事務局（吉野課長）  
皆様、今日はどうもありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきますと思いますが、結びに当たり、局長より御挨拶申し上げます。
- 事務局（谷内局長）  
会長をはじめ、委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。今日の審議案件でございました土地利用基本計画図の変更案につきましては、十分にお答えできなかった部分、羅臼町におけます自然公園地域に変更する部分の町有林の管理方法、こちらにつきましては、先ほどお話しをさせていただいたとおり状況を確認後、会長の方にお話をさせていただきまして、皆様方にも御説明の上、本案件の了承をいただければ、今後答申をいただいた上で私どもとしても国交省への意見の聴取を実施し、変更を決定し、公表していくというような手はずにしていきたいと思っております。  
また、佐藤補佐には所有者不明土地問題ということで御説明をいただきましてありがとうございました。私ども北海道もそうですし、市町村にとっても非常に大きな課題だと思っています。先ほどお話しがありましたように北海道開発局が中心となって立ち上げました連携協議会に私どもも参画しておりますので、引き続き国の方から情報提供などもいただきながら、北海道とでもできることを対応して参りたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。  
最後になりますけれども長時間にわたりました審議に改めてお礼を申し上げます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(以上)